

令和2年度
負担金の額及び徴収方法

一般社団法人九州貸切バス適正化センター

1. 負担金の額

- ① 1両あたり1カ年・・・・・・・・ 5,000円
- ② 1営業所あたり1カ年・・・・・・・・ 45,370円

2. 負担金の徴収方法

(1) 負担金の請求

令和2年2月1日(以下「基準日」という。)現在の管轄区域内に存する貸切バス車両数及び営業所数をもって、1カ年分の負担金の額を算出し、認可後速やかに請求致します。

ただし、基準日以降令和2年3月31日までに事業の廃止又は休止を行った事業者については、負担金の請求はしません。

(2) 負担金の納付

上記(1)により算出した1カ年分の負担金を一括納付していただきます。

(3) 負担金の精算

年度途中で新規許可を受けた事業者等に係る負担金の精算は以下の通りです。なお、精算により生じた10円以下の端数は10円単位に切り上げます。

① 新規許可、事業の再開

年度途中で新規許可を受けた又は事業を再開した事業者については、許可を受けた日又は事業を再開した日の属する月の翌月分(ただし、許可を受けた日又は事業を再開した日が1日の場合は、当月分から。以下同じ)から当該年度末分までの負担金を請求します。

② 事業廃止・休止、許可の取消し

年度途中で事業を廃止・休止した事業者又は許可の取消処分を受けた事業者については、事業を廃止した日又は許可取消処分の日の属する月の翌月分から当該年度末分までの負担金を清算します。

③ 事業の譲渡及び譲受

年度途中で事業の譲渡及び譲受に係る認可を受けた事業者については、譲渡人が負担金を納付していた場合には清算をしないものとし、譲渡人が負担金を納付していない場合にあつては、譲受人に対し未納分に係る負担金及び延滞金を請求します。

④ 事業の分割、合併及び相続

年度途中で事業の分割、合併及び相続の認可を受けた場合については、負担金に係る清算を行いません。

⑤ 事業計画の変更

年度途中で適正化機関の管轄区域内に営業所を有していない事業者が営業区域の拡大に伴い、当適正化センターの管轄区域内に新たに営業所を有することとなった場合（当センターの管轄区域内に初めて営業所を設置することとなった場合に限る。）については、当該認可の日の属する月の翌月分から当該年度末分までの負担金を請求します。

また、年度途中で当センターの管轄区域内の全ての営業所を廃止し、当センターの管轄区域内に営業所が存在しないこととなった場合については、当該営業所の廃止の認可日の属する月の翌月分から当該年度末分までの負担金を清算します。

⑥ ⑤以外の事業計画変更

基準日以降に上記⑤以外の事業計画変更（営業所の新設・廃止）を行った事業者については、当該変更に係る負担金の精算を行いません。

（４）納付期限

① 負担金の納付期限は、請求の日から1か月以内とします。

② 国土交通省国自旅第39号（令和2年5月21日付）により、特例として別紙による負担金納付の猶予を行うこととし、事業者に対しては負担金請求書の送付の時に関係書類を同封することとします。

③ 国土交通省国自旅第39号（令和2年5月21日付）により、今年度は延滞金は徴収いたしません。